

町内転居をされた方へ

新住所地に転居した日から14日以内に転居の手続きをしてください。
また、以下に該当するものがありましたら担当課にて住所変更の手続きをお願いします。

	必要なもの・手続き	担当課
(1) 住民基本台帳カード マイナンバーカード	各種カード ※マイナンバーカードはカード内情報更新のため暗証番号を入力していただきます。	住民課 (庁舎1階) 42-1423 (住民係) (保険年金係)
(2) 国民健康保険	保険証・認印	
(3) 後期高齢者医療制度	保険証・認印	
(4) 一宮町立小・中学校に通うお子さんがいる方	学区変更を伴う転居の場合、転校の手続きが必要です。 ※引き続き現在の学校に通うことを希望する場合には、指定学校変更の手続きが必要です。	教育委員会教育課 (保健センター3階) 42-4574
(5) 介護保険	介護保険被保険者証	
(6) 介護保険の要支援、要介護認定されている方	介護保険負担割合証	
(7) 療育手帳	手帳・認印	
(8) 特別児童扶養手当	証書・認印	福祉健康課 (保健センター1階) 42-1431
(9) 身体障害者手帳	手帳・認印	
(10) 重度心身障害者(児)医療費助成受給券	受給券・認印	
(11) 精神障害者保健福祉手帳	手帳・認印・個人番号のわかるもの	
(12) 自立支援医療受給者証(精神通院)	受給者証・認印・個人番号のわかるもの	
(13) 児童扶養手当	証書・認印	子育て支援課 (庁舎2階) 42-1415
(14) 児童手当	必要書類はありません。	
(15) 子ども医療受給券	受給券・認印	
(16) 防災行政無線戸別受信機を貸与されている方	転居の連絡をしてください。	総務課 (庁舎3階) 42-2112
(17) 犬を飼っている方	犬の登録事項変更届	都市環境課 (庁舎2階) 42-1430
(18) 農業集落排水処理施設(し尿・生活雑排水処理施設)を利用する方、利用していた方	開始または休止等の届出をしてください。 処理区域：11～14区、稻荷塚区、矢畑区、原区、新熊区、岩切区、大村区、権現前区、枇杷畑区、釣区、船頭給区、新地区の一部	産業観光課 (庁舎2階) 42-1428

区

区長